議案第５６号

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年守谷町条例第１号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和　４　年　８　月３０日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
５６号	1

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年守谷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）」を「非常勤職員であって，次のいずれかに該当するもの」に改め，同号ア（ア）中「第２条の３第３号において」を「以下」に改め，「「１歳６箇月到達日」という。）」の次に「（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日，第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）」を加え，同号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって，同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって，当該任期を更新され，又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い，当該育児休業に係る子について，当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第４号ウを削る。

第２条の３第３号中「養育するため，非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは，そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって，当該任期が更新され，又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては，当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって，」を「養育する非常勤職員が，」に，「するとき」を「する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する

場合，市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め，同号イを同号ウとし，同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に，「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め，同号アを同号イとし，同号にアとして次のように加える。

ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは，そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては，当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の３第３号に次のように加える。

エ　当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４を次のように改める。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は，１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が，次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合，市長が定める特別な事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（１）当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し，又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては，当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

（２）当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

（３）当該子の１歳６箇月到達後の期間について育児休業をすることが継続的

な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

（４）当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第３条中第５号を削り，第６号を第５号とし，第７号を第６号とし，同条第８号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって，当該任期」に，「非常勤職員」を「もの」に，「育児休業に係る子について，当該任期が」を「任期を」に，「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に，「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について，当該更新前の任期の末日」に，「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め，同号を同条第７号とする。

第３条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は，５７日間とする。

第１０条第６号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第３条（第５号に係る部分に限る。）及び第１１条（第６号に係る部分に限る。）の規定の適用については，なお従前の例による。

議 案	頁 数
５６号	４

提案理由（議案第５６号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の変更などに対応するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
５６号	5

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 （１）から（３）まで　（略） （４）非常勤職員であって，次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６箇月に達する日（以下「１歳６箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日，第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）までに，その任期（任期が更新される場合にあっては，更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ）勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 （１）から（３）まで　（略） （４）次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６箇月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６箇月到達日」という。）までに，その任期（任期が更新される場合にあっては，更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ）勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤

議案 56号　頁数 6

参考資料

職員

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって，同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって，当該任期を更新され，又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い，当該育児休業に係る子について，当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（削除）

職員

イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下，この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって，当該育児休業に係る子について，当該任期が更新され，又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い，当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす

（育児休業法第２条第１項の条例で定める日）

第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める日とする。

（１）及び（２）　（略）

（３）１歳から１歳６箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が，

次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事るもの

（育児休業法第２条第１項の条例で定める日）

第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める日とする。

（１）及び（２）　（略）

（３）１歳から１歳６箇月に達するまでの子を養育するため，非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは，そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって，当該任期が更新され，又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては，当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって，次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合，市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の１歳６箇月到達日	当該子の１歳６箇月到達日
ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは，そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては，当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	（新設）
イ　当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達	ア　当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達

日後である場合にあっては，当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合	日後である場合にあっては，当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
ウ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合	イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合
エ　当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合	（新設）
（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） 第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は，１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が，次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合，市長が定める特別な事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 （１）当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し，又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては，当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とす	（育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） 第２条の４　育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は，５７日とする。

る育児休業をしようとする場合 （２）当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６箇月到達日において地方等育児休業をしている場合 （３）当該子の１歳６箇月到達後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合 （４）当該子について，当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第３条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は，次に掲げる事情とする。 （１）から（４）まで　（略） （削除） （５）　（略） （６）　（略）	（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第３条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は，次に掲げる事情とする。 （１）から（４）まで　（略） （５）育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後，３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が，当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （６）　（略） （７）　（略）

（７）任期を定めて採用された職員であって，当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの　　が，当該任期を　　更新され，又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い，当該育児休業に係る子について，当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の　　日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	（８）その任期　　の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が，当該育児休業に係る子について，当該任期が更新され，又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い，当該任期の末日　　の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。
（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）	（新設）
第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は，５７日間とする。	
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）
第１０条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は，次に掲げる事情とする。	第１０条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は，次に掲げる事情とする。
（１）から（５）まで　（略）	（１）から（５）まで　（略）
（６）育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後，３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が，当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書に	（６）育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後，３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が，当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書　　に

より任命権者に申し出た場合に限る。）。 （７）　（略）	より任命権者に申し出た場合に限る。）。 （７）　（略）